

○地方独立行政法人茨城県西部医療機構定款

平成29年6月23日定款

改正 平成30年6月22日定款

改正 令和5年2月27日定款

地方独立行政法人茨城県西部医療機構定款

目次

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 役員及び職員（第7条—第10条）

第3章 理事会（第11条—第14条）

第4章 業務の範囲及び執行（第15条—第17条）

第5章 資本金、出資及び資産（第18条・第19条）

第6章 雑則（第20条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）に基づき、地域住民に救急医療及び高度医療をはじめとした安全で良質な医療を提供するとともに、筑西市及び地域の医療機関と連携して、住民の健康の維持及び増進に寄与することを目的とする。

（名称）

第2条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人茨城県西部医療機構（以下「法人」という。）と称する。

（設立団体）

第3条 法人の設立団体は、筑西市とする。

（事務所の所在地）

第4条 法人の事務所の所在地は、筑西市大塚555番地とする。

（法人の種別）

第5条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

(公告の方法)

第6条 法人の公告は、法人の事務所の掲示場に掲示し、又はインターネットを利用して閲覧に供する方法により行う。

第2章 役員及び職員

(役員)

第7条 法人に、役員として、理事長1人、副理事長1人、理事5人以内及び監事2人以内を置く。ただし、副理事長は、置かないことができる。

(役員の職務及び権限)

第8条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、法人を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときは、その職務を代理し、理事長が欠員のときは、その職務を行う。

3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定める順位によりその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときは、その職務を行う。

4 監事は、法人の業務を監査する。

5 監事は、前項の監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は筑西市長（以下「市長」という。）に意見を提出することができる。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は、次に掲げる役員の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(1) 理事長 4年

(2) 副理事長 4年

(3) 理事 2年

(4) 監事 理事長の任期に対応するものとし、任命の日から当該対応する理事長の任期の末日を含む事業年度についての財務諸表承認日まで

2 役員は、再任されることができる。

(職員に関する事項)

第10条 法人の職員の職の種類、職務及び任命その他法人の職員に関する事項については、法人の規程で定める。

第3章 理事会

(設置等)

第11条 法人に理事会を置く。

2 理事会は、理事長、副理事長及び理事をもって組織する。

(招集)

第12条 理事会は、理事長が必要に応じて招集する。

2 理事長は、前項の規定にかかわらず、理事会を組織する者（理事長を除く。）の3分の1以上のもの又は監事から会議の目的とする事項を記載した書面を付して理事会を開催することの求めがあったときは、理事会を招集しなければならない。

(運営)

第13条 理事会に議長を置き、理事長の職にある者をもって充てる。

2 議長は、理事会を主宰する。

3 理事会は、理事会を組織する者の過半数の出席がなければ開くことができない。

4 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(議決事項)

第14条 次に掲げる事項は、理事会の議決を経なければならない。

- (1) 法の規定により市長の認可又は承認を受けなければならない事項
- (2) 年度計画に関する事項
- (3) 予算の作成及び決算に関する事項
- (4) 理事会が定める重要な予算の執行に関する事項
- (5) 診療科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (6) 法人の規程の制定又は改廃に関する事項（理事会が定める軽易な改廃を除く。）
- (7) 前各号に掲げるもののほか理事会が定める重要事項

第4章 業務の範囲及び執行

(病院等の設置)

第15条 法人が設置し、運営する病院等の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称	所在地
----	-----

茨城県西部メディカルセンター	筑西市大塚５５５番地
筑西診療所	筑西市玉戸１６５８番地
筑西診療所訪問看護ステーション	筑西市玉戸１６５８番地
筑西診療所居宅介護支援事業所	筑西市玉戸１６５８番地

(業務の範囲)

第１６条 法人は、第１条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (１) 医療を提供すること。
- (２) 医療に関する地域への支援を行うこと。
- (３) 医療に関する調査及び研究を行うこと。
- (４) 医療に関する従事者の研修を行うこと。
- (５) 災害時における医療救護を行うこと。
- (６) 介護保険法に基づく居宅サービスに関する業務を行うこと。
- (７) 介護保険法に基づく居宅介護事業に関する業務を行うこと。
- (８) 介護保険法に基づく指定介護予防サービスに関する業務を行うこと。
- (９) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務方法書)

第１７条 この定款に定めるもののほか法人の業務の執行に関する事項は、業務方法書に定めるところによる。

第５章 資本金、出資及び資産

(資本金等)

第１８条 法人の資本金の額は、法第６６条の２第１項又は第２項の規定により筑西市から法人に対し出資されたものとする金額及び法人設立の日以後に筑西市から法人に出資された金額を合計した額に相当する額とする。

２ 法第６６条の２第１項又は第２項に規定する承継される権利に係る財産のうち土地及び建物については、別表に掲げるものとする。

(解散に伴う残余財産の帰属)

第１９条 法第８８条第２項に規定する残余財産があるときは、当該残余財産は、筑西市に帰属する。

第6章 雑則

(規程への委任)

第20条 この定款及び業務方法書に定めるもののほか法人の運営に関し必要な事項は、法人の規程に定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この定款は、法人の成立の日から施行する。

(任期の特例)

2 この定款の施行の日以後の最初の役員（監事を除く。）の任期は、当該施行の日から起算して3年（理事にあっては、1年）を経過した日後における最初の3月31日までとする。

附 則（平成30年6月22日定款）

この定款は、地方独立行政法人茨城県西部医療機構の成立の日から施行する。

附 則（令和5年2月27日定款）

この定款は、茨城県知事の認可があった日から施行する。

別表（第18条関係）

1 土地

所在地	面積（㎡）
筑西市大塚字根下551番1	15,958.08
筑西市大塚字根下555番	12,134.09
筑西市大塚字根下558番5	685.00
筑西市徳持字妙原454番1	860.71
筑西市深見字古萩441番4	260.05
筑西市深見字古萩448番2	6,147.52
筑西市深見字古萩450番3	218.00

筑西市玉戸字山ヶ島 1 6 5 8 番	7, 5 0 1. 0 0
---------------------	---------------

2 建物

名称		所在地	延べ床面積 (m ²)
茨城県西部メディカルセンター	病院棟及び情報プラザ棟	筑西市大塚字根下 5 5 5 番地	1 7, 9 5 5. 7 5
	附属棟 1	同上	1 3 3. 6 7
	附属棟 2	同上	1 8 9. 0 6
筑西診療所	診療所、訪問看護ステーション及び居宅介護支援事業所	筑西市玉戸字山ヶ島 1 6 5 8 番地	1, 6 0 6. 2 3
	浄化槽機械室	同上	3 6. 8 8